資料４

地方独立行政法人大阪市民病院機構　業務実績評価の基本方針

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会
平成 27 年８月４日決定

地方独立行政法人法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

Ⅰ 方針

（１）評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。

（２）評価は年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析したうえで、法人の業務運営等について総合的に判断して行う。

（３）単に実績数値にとらわれることなく、年度計画及び中期計画を達成するための業務運営の改善や効率化等の特色ある取組、様々な工夫を行った場合は積極的に評価する。

（４）年度計画及び中期計画の評価結果内容や勧告を行った場合にはその内容を市民に分かりやすく示すこととする。

（５）評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

Ⅱ 評価方法

評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれの評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

（１）年度評価

中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

①項目別評価

法人が、小項目について病院ごとの実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委員会において、検証、評価または進捗状況の確認を行い、項目別評価（小項目及び大項目）を行う。

②全体評価

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式による総合的な評価を行う。

（２）中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

①項目別評価（大項目評価）

評価委員会は、各事業年度評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、項目

別評価（大項目）を行う。

②全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

Ⅲ 評価の進め方

（１）報告書の提出

法人は、各事業年度終了後３か月以内に当該事業年度における業務実績を明らかにし、自己評価を記載した業務実績報告書を評価委員会に提出する。また、中期目標期間終了後には、当該中期目標期間の業務実績について報告書を提出する。

（２）評価の実施

評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえ業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。

（３）意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申立ての機会を付与する。

Ⅳ 評価結果の活用

（１）法人は、評価結果や勧告を踏まえ、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組む。

（２）評価委員会は、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して意見を述べる際には、当該中期目標期間の評価結果等を踏まえるものとする。